

義援金が被災された方に届くまで

—お寄せいただいた義援金は全額を被災された皆様にお届けします—

1

各被災都道府県における義援金配分委員会の設置

各被災都道府県は、日本赤十字社の各都道府県支部やその他の義援金の受け入れ団体、報道機関などの関係者からなる「義援金配分委員会」を設置し、義援金の配分について協議、決定します。



2

義援金の募集、受け付け

日本赤十字社は義援金の受け付けを開始します。



3

日本赤十字社から義援金配分委員会への送金

日本赤十字社はお寄せいただいた義援金を全額各被災都道府県に設置された義援金配分委員会へ送金します。



4

配分対象市町村への送金

各都道府県の義援金配分委員会の決定に基づき、管下の配分対象市町村へ義援金が送金されます。



5

市町村から被災者への義援金の配分

被災された方がたからの申請に基づき、各市町村から義援金が届けられます。